

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例

1 主旨

区では、医療的ケア児に対する支援の充実に向けて、国や都への要望のほか、事業者支援や担い手育成などの取り組みも進めてきている一方で、区民の医療的ケア児への理解を促進し、民間事業者や活動団体による取り組みを地域で支える仕組みを構築していくことも求められており、昨年度からふるさと納税を活用した支援に取り組んでいる。

今後、地域が主体となった医療的ケア児とその家族に対する支援に向け、財源を確保し安定的・継続的な取り組みを図っていくため、「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」を創設することについて、令和2年11月11日の福祉保健常任委員会において報告した。この度、基金を創設するために必要な事項を定めるため、世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例（案）をとりまとめたので報告する。

2 基金の種類

特定目的積立基金

3 基金の用途

医療的ケア児等及びその保護者等を対象として、民間事業者や活動団体が行う福祉事業や公益を目的とした事業等であって、区が適当と認めたものを基金活用事業として助成を行う。助成内容等の詳細は別に定め、助成対象事業については、年1回程度の審査会により選定を行う。

①医療的ケア児等ときょうだいを対象とした取組みに対する支援

例：医療的ケア児ときょうだいを対象としたキャンプ等のイベント実施

②医療的ケア児等世帯の災害支援体制づくりの取組みに対する支援

例：災害に備えて障害児通所施設が医療的ケア児等世帯の安否確認体制をつくり、バッテリーや衛生用品等を備蓄

③医療的ケア児等を支援する事業等の開設等に対する支援

例：医療的ケア児を受け入れる障害児通所施設の開設時に、施設用の医療機器や送迎車両を購入

○対象とする医療的ケア児等

	重症心身障害である	重症心身障害でない
医療的ケアあり	対象	対象
医療的ケアなし	対象	対象外

*重症心身障害児：重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童

4 基金の原資

医療的ケア児等の支援のために、ふるさと納税サイトで集まった寄附金及び区に直接寄せられた寄附金を原資とする。

5 条例（案）

別紙 世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例（案）

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 令和3年第1回区議会定例会（条例案の提案）

3月 条例公布（中間議決） 条例施行

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例（案）

（設置の目的）

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等（以下「医療的ケア児」という。）及びその保護者等の支援に関する事業等を推進し、医療的ケア児の笑顔を支えるため、世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（一部処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。